

ひので暮らし応援券取扱事業者登録申請書

令和 年 月 日

店舗住所	〒 190- 日の出町	
フリガナ		
店舗名 (チラシ記載名)		
業種 提供するサービス・品	業種	提供するサービス・品
フリガナ		
代表者名		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		
換金対応機関 ○ してください (口座を所有している金融機関を選択してください)	1. 西武信用金庫 日の出支店 2. JAあきがわ 日の出支店 3. 青梅信用金庫 増戸支店 4. 日の出町商工会 (その他金融機関)	

4. 日の出町商工会 (その他金融機関) を選択された方への振込料金は事業者様負担となります。

提出書類

- ・本店所在地が確認できる公的書類のコピー (履歴事項全部証明書、開業届等)
- ・事業代表者の本人確認書類のコピー
(ア) 顔写真付きの証明書1点 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
(イ) 顔写真のついていない証明書2点 (健康保険証の資格確認書、年金手帳等)

その他注意事項等

- ・日の出町商工会の会員でなくても登録可能です。
- ・町内に複数店舗所有している方は、それぞれご登録ください。
- ・登録期間終了後、取扱事業者説明会を開催しますので必ずご出席ください。
- ・登録完了後、換金の際に使用する登録証を郵送いたしますので、本事業終了まで無くさずにお持ちください。

ご提出・お問い合わせ先

東京都西多摩郡日の出町平井3231-1 ひのでグリーンプラザ内 日の出町商工会
電話番号：042-597-0270 営業時間：平日午前8時30分～午後5時まで

同意事項

《ひので暮らし応援券取扱事業者要領より抜粋》

(取扱事業者の要件)

第3条 応援券の取扱事業者として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する町内事業者とする。

- (1) 町内に事務所又は事業所を有し、継続して事業を営んでいる者
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者でない者
- (3) 要綱及び本要領の内容を遵守できる者

(取扱事業者の責務)

第8条 取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 応援券の受領に際しては、券面金額相当の商品又はサービスを提供すること
- (2) 応援券の受領を理由として、商品又はサービスの価格を引き上げないこと
- (3) 自店舗で使用されたかのように偽って換金しないこと。
- (4) 特定の取引において、応援券の受取を拒むような不当な運営を行わないこと。
- (5) 応援券の転売、換金その他不正な取扱いを行わないこと
- (6) 使用された応援券の破損、紛失、盗難等について発行者に責任を問わないこと。
- (7) 事業実施期間中、私情で登録の取り消しを申し出ないこと。
- (8) 町が行う調査又は指導に協力すること

①この申請に関し、上記の申請要件を満たしており、取扱事業者の責務についても遵守することを誓います。もし、虚偽が判明した場合は、取扱事業者の取消や応援券及び応援券から換金した金額の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることも、異議は一切申し立てません。

②今後も事業継続の意思があります。

③破産、会社更生、民事再生、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続きについて申し立てを行っていません。

④町税の納税情報を確認すること並びに申請書類及び添付書類の内容について税務情報として使用することに同意します。

⑤代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

⑥申請書類及び添付書類の内容について、日の出町が行政機関や警察等に確認等を行うことに同意します。

ご署名

ご署名		印
店舗名		
代表者名 (事業所の 代表者でも可)		